

第2節 誰もが希望する幼児教育と保育を受けられるように

1 待機児童の解消や幼児教育と保育の質の向上等を図る

1) 保育所待機児童の解消

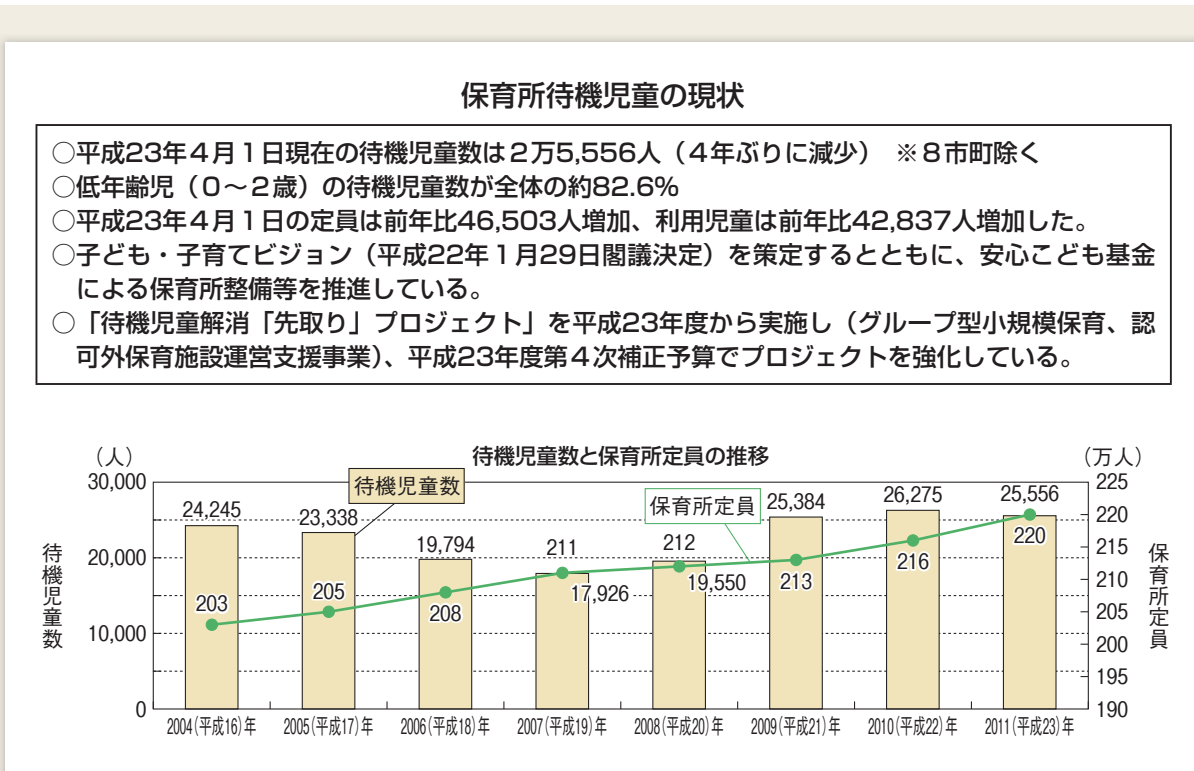
2011（平成23）年4月には、保育所の定員が220万4,393人（対前年比4万6,503人増）となり、就学前児童の保育所利用児童割合（保育所利用児童数÷就学前児童数）も33.1%（対前年比0.9ポイント増）となったところである。保育所待機児童数については、4年ぶりに減少し2万5,556人（対前年比719人減）となっている。また、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、待機児童が50人以上おり、保育事業等の供給体制の確保に関する計画を策定することが義務付けられている特

定市区町村は94となっており、対前年比7減（新たに特定市区町村になったもの11、特定市区町村から外れたもの18）という状況となっている。

保育所待機児童の解消に当たっては、「子ども・子育てビジョン」を踏まえて、保育の定員を毎年約5万人ずつ増加する目標値を設定し、この目標を達成するため、2012（平成24）年度予算において、保育所運営費の確保による保育の量的拡充などを図ることとしている。

また、2008（平成20）年度第2次補正予算において都道府県に創設した「安心こども基金」を、平成23年度第4次補正予算において積み増しするとともに、2011年度末までとしていた事業実施期限を更に1年延長し2012年

第2-2-3図 保育所待機児童の現状



出典：厚生労働省資料

第2-2-4表 保育計画を策定する市区町村（待機児童数50人以上）

（平成23年4月1日現在）

	都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減		都道府県	市区町村	待機児童数	対前年増減
1	愛知県	名古屋市	1,275	677	50	北海道	旭川市	128	44
2	神奈川県	横浜市	971	▲581	51	東京都	日野市	122	▲40
3	北海道	札幌市	865	25	52	東京都	立川市	119	11
4	神奈川県	川崎市	851	▲225	53	山形県	山形市	118	▲44
5	福岡県	福岡市	727	238	54	京都府	京都市	118	▲118
6	東京都	世田谷区	688	▲37	55	埼玉県	朝霞市	116	54
7	東京都	練馬区	564	12	56	東京都	小金井市	115	24
8	宮城県	仙台市	498	▲96	57	静岡県	浜松市	115	▲138
9	沖縄県	那覇市	493	381	58	沖縄県	八重瀬町	111	78
10	東京都	足立区	485	49	59	東京都	東久留米市	107	▲6
11	兵庫県	神戸市	481	58	60	東京都	墨田区	104	▲41
12	東京都	八王子市	468	▲28	61	東京都	武蔵野市	104	23
13	神奈川県	相模原市	460	▲54	62	埼玉県	川口市	103	1
14	東京都	町田市	435	39	100人以上小計			18,650	608
15	大阪府	堺市	431	141	63	東京都	文京区	98	▲8
16	東京都	大田区	396	▲6	64	埼玉県	新座市	97	11
17	大阪府	大阪市	396	191	65	神奈川県	大和市	97	▲22
18	千葉県	千葉市	350	26	66	千葉県	松戸市	94	71
19	東京都	板橋区	341	▲120	67	東京都	新宿区	92	9
20	兵庫県	西宮市	279	▲31	68	熊本県	合志市	92	▲23
21	沖縄県	宜野湾市	278	137	69	兵庫県	宝塚市	90	42
22	沖縄県	浦添市	274	36	70	沖縄県	豊見城市	90	▲9
23	東京都	江東区	273	▲78	71	沖縄県	宮古島市	89	67
24	東京都	江戸川区	272	▲23	72	埼玉県	所沢市	88	▲48
25	東京都	港区	265	▲9	73	鹿児島県	鹿児島市	85	▲272
26	千葉県	市川市	259	39	74	滋賀県	大津市	84	▲6
27	神奈川県	藤沢市	254	▲33	75	滋賀県	近江八幡市	83	13
28	東京都	府中市	252	25	76	奈良県	生駒市	79	8
29	東京都	調布市	225	▲24	77	福岡県	太宰府市	78	48
30	東京都	東村山市	222	13	78	千葉県	市原市	74	▲8
31	沖縄県	沖縄市	213	19	79	東京都	狛江市	73	2
32	広島県	広島市	210	▲10	80	東京都	杉並区	71	48
33	東京都	三鷹市	197	▲46	81	埼玉県	川越市	69	▲55
34	東京都	西東京市	194	15	82	東京都	東大和市	64	▲32
35	大阪府	東大阪市	192	▲28	83	沖縄県	南城市	64	▲8
36	神奈川県	茅ヶ崎市	175	8	84	千葉県	浦安市	63	▲19
37	沖縄県	うるま市	173	22	85	埼玉県	和光市	61	▲32
38	東京都	多摩市	172	▲46	86	東京都	品川区	61	▲5
39	東京都	豊島区	171	10	87	滋賀県	草津市	60	15
40	大阪府	茨木市	165	84	88	東京都	目黒区	59	8
41	沖縄県	糸満市	156	15	89	沖縄県	北谷町	58	▲12
42	千葉県	柏市	154	▲29	90	奈良県	奈良市	58	▲33
43	千葉県	船橋市	152	▲22	91	福岡県	須恵町	56	35
44	東京都	葛飾区	145	6	92	福島県	郡山市	54	54
45	埼玉県	さいたま市	143	▲11	93	千葉県	鎌ヶ谷市	51	28
46	東京都	中野区	135		94	東京都	稲城市	51	▲10
47	大阪府	高槻市	134	▲32	50人～99人小計			2,383	▲143
48	東京都	小平市	133	14	50人～99人、100人以上 合計			21,033	465
49	東京都	渋谷区	128	50					

資料：厚生労働省資料

第2-2-5図 「安心こども基金」の概要

安心こども基金の概要

安心こども基金 総額（国費） 5,031億円	20年度第2次補正予算 1,000億円 21年度第1次補正予算 1,500億円 21年度第2次補正予算 200億円 22年度補正予算 1,000億円	23年度第1次補正予算 27億円 23年度第3次補正予算 34億円 23年度第4次補正予算 1,270億円
---------------------------	---	---

安心こども基金（平成20年度第2次補正予算） 1,000億円

基金創設（平成20年度～22年度）により、新待機児童ゼロ作戦（保育所等緊急整備事業（一部、補助率の引き上げ等）の前倒し実施）→15万人分の受入体制の整備

安心こども基金の拡充・延長（平成22年度補正予算） 1,000億円

安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成23年度末まで延長する

- ①保育サービス等の充実として、待機児童の解消を目指す保育所の整備事業等を実施
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
- ③児童虐待防止対策の強化として、子どもの安全確認の強化のための補助職員の雇い上げや広報啓発など（新規）以上のほか、社会的養護の拡充やひとり親家庭等への支援についても、事業を継続実施

安心こども基金の拡充（平成21年度第1次補正予算） 1,500億円

- ①保育サービス等の充実
雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実
創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充
厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充
児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

安心こども基金の拡充（平成23年度第1次補正予算） 27億円

安心こども基金の積み増し
○被災した児童への相談・援助事業

安心こども基金の拡充（平成21年度第2次補正予算） 200億円

待機児童解消のため、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した、
○小規模な認可保育所（分園等）の設置に係る施設整備、賃料、改修費
○家庭的保育の実施場所の改修費や賃料について補助基準額及び補助率の引き上げ

安心こども基金の拡充（平成23年度第3次補正予算） 34億円

安心こども基金の積み増し
○保育所・幼稚園等の複合化・多機能化推進事業

安心こども基金の拡充・延長（平成23年度第4次補正予算） 1,270億円

安心こども基金を積み増すとともに事業実施期限を平成24年度末まで延長する

- 保育サービス等の充実
- 子育て支援の充実や児童虐待防止対策の強化など
- ひとり親家庭への支援

出典：厚生労働省資料

第2-2-6表 年齢区分別待機児童数

H23. 4. 1

	利用児童数		待機児童数	
	人数	割合	人数	割合
低年齢児（0～2歳）	773,311人	36.4%	21,109人	82.6%
うち0歳児	105,366人	5.0%	3,560人	13.9%
うち1歳児・2歳児	667,945人	31.5%	17,549人	68.7%
3歳以上児	1,349,640人	63.6%	4,447人	17.4%
全年齢児計	2,122,951人	100.0%	25,556人	100.0%

資料：厚生労働省資料

第1章

第2章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参

考

付

録

索

引

度末までとし、保育所の整備や認定こども園への支援などを行う。

さらに、2010（平成22）年にとりまとめられた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」に基づき、質の確保された認可外保育施設への助成や、複数の家庭的保育者（保育ママ）によるグループ型小規模保育事業の推進を図るとともに、「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育の供給が不足している地域にきめ細かく対応する「地域型保育・子育て支援モデル事業」などを進めていくこととしている（詳細は、第1部第1章第1節を参照）。

加えて、都市再生機構賃貸住宅では、地方公共団体と連携しつつ、団地再生事業等により生じた整備敷地や既存の空き店舗等の活用による、保育所の設置に努めている。なお、2010年度末現在で314件の実績がある。

2) 多様な保育の提供

多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、夜間保育、病児・病後児保育事業等についても、引き続き推進を図っている。さらに、保育の供給増を図るため、地域の保育資源として認可外保育施設が認可保育所に移行するために必要な補助を行っている。

(1) 延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業であり、当該事業を実施している民間保育所に対して必要な補助を行っている（2010（平成22）年度実施か所数：16,245か所（うち公立5,465か所、民間10,780か所））。

(2) 夜間保育

おおむね午後10時頃まで開所する夜間保育所に対して必要な補助を行っている（2010年度実施か所数：65か所）。

(3) 病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする病児・病後児保育事業を実施している（2010年度実施か所数：1,319か所）。

さらに、2011（平成23）年度から、保護者が家庭で保育できない期間において、病気の児童の自宅を訪問し一時的に保育する事業を創設した。

(4) 特定保育

保護者の就労形態の多様化（パート就労の増大等）に伴う子どもの保育需要の変化に対応するため、週2、3日程度又は午前か午後のみなど必要に応じて柔軟に利用できる保育として特定保育事業を実施している（2010年度実施か所数：1,183か所）。

(5) 事業所内保育

事業所内保育施設については、労働者のための保育施設を事業所内に設置・運営及び増築等を行う事業主または事業主団体に、その費用の一部を助成している（2010年度助成件数：630件）。

また、保育労務環境の改善を目的として、保育現場における業務改善の手法について調査研究を実施したほか、保育現場で役立つことを目的として、保育現場での事故事例を収集・分析した。

3) 家庭的保育（保育ママ）の普及促進

保育需要の増加に対応するため、家庭的保育事業（保育ママ。保育所等と連携しながら、保育者の居宅等において少人数の就学前児童

を保育する)を実施する市区町村に対し、必要な経費の補助を行っている(2011(平成23)年度予算対象児童数:10,000人)。また、2011年度から複数の家庭的保育者が同一の場所で実施する「グループ型小規模保育事業」を実施している。

なお、家庭的保育事業(保育ママ)は、2010年度から、児童福祉法上の事業として法律上位置付けられることとなった。

4) 幼児教育と保育の質の向上

幼児教育については、教育基本法(昭和22年法律第25号)等の改正や、近年の子どもの育ちや社会の変化を踏まえ、2008(平成20)年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、2009(平成21)年4月から実施している。幼稚園教育の一層の理解推進を図るため、国及び都道府県において、幼稚園長や幼稚園教諭等を対象とした協議会を開催するとともに、幼児教育の改善・充実のための調査研究を実施し、幼児教育の質の向上を図っている。

また、2010(平成22)年には、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」において、子どもの発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について検討を行い、同年11月に報告書が取りまとめられた。

さらに、2011(平成23)年11月には、第三者評価を含め幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂した。

保育所については、子どもの視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。2004(平成16)年5月には、保育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、第三者評価事業の推進体制や評価基準の指針を定めた。さらに、保育所の特性に着目した評価基準の指針について、2005(平成17)年5月に通知を发出、2011年3月に一部改正し、周知を図った。また、2009年に告示化された保育所保育指針において、保育所及び保育士の自己評価について、努力義務を新たに定め、2009年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を作成した。

5) 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

幼保一体化を含め、新たな次世代育成支援のための制度・給付・財源の包括的・一元的な制度(以下「子ども・子育て新システム」という。)の構築については、2010(平成22)年度に引き続き「子ども・子育て新システム検討会議」の下で具体的な制度の検討を進めてきたところ、2011(平成23)年7月に「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」が同会議の下で開催される「基本制度ワーキングチーム」においてとりまとめられた。

また、2011年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出するこ

第2-2-7表 認定こども園の認定件数(2012年4月1日現在)

(2012年4月1日現在)

	件数	(内訳)			
		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定こども園の認定件数	911	486	273	122	30

出典:文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室資料

とを少子化社会対策会議において決定した。

中間とりまとめ以降も基本制度ワーキングチームにおいて検討を行い、2012（平成24）年1月には「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」をとりまとめた。これを踏まえ、「子ども・子育て支援法案」、「総合こども園法案」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の3つの法案を税制抜本改革とともに平成24年通常国会に提出した。

2 放課後対策に取り組む

1) 「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の推進

2007（平成19）年度に、文部科学省と厚生労働省が連携・協力して、地域社会の中で、放課後や夏休みなどの長期休暇時に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進し、総合的な放課後児童対策として実施する「放課後子どもプラン」を創設した。

本プランの実施に至った背景には、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育て家庭を

取り巻く環境が大きく変化して、家庭や地域社会における子育て力や教育力の低下が問題となっている中で、特に、

- ・放課後等に異年齢の子ども同士で遊んだり、交流したりする機会が少なくなってきたこと、
 - ・子どもを巻き込む犯罪や事件の増加により、子どもが安心して過ごせる場所の確保が困難になってきたこと、
 - ・就労や社会参加を希望する女性が増加する中、子育てと仕事の両立を支援する環境づくりをより一層進める必要があること、
- などにより、就学期の子どもや子育て家庭にとって、放課後等に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができ、地域のボランティア等の協力・参画を得て、様々な体験や交流を深められる取組が強く求められていたことがある。

また、「放課後子どもプラン」は、各市町村において、小学校の余裕教室や地域の児童館・公民館などを活用して、すべての子ども（主に小学生）を対象に、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する「放課後子ども教室」（文部科学省所管）と、主に小学校3年生までの共働き家庭など留守家庭の子どもを対象に、適切な遊びや家庭に

第2-2-8表 放課後子どもプランの実施状況（2011年度）

	放課後子ども教室 (平成23年4月現在（予定含む）)	放課後児童クラブ (平成23年5月1日現在)
実施か所数	9,733か所（46.7%）	20,561か所（98.6%）
実施市区町村数	1,075市区町村	1,574市区町村
登録児童数	—	833,038人

資料：文部科学省及び厚生労働省

注1：実施か所数のカッコ内は、平成23年度の小学校数に対する実施か所数の割合である。

ただし、東日本大震災の影響により、岩手県・宮城県・福島県の三県については、平成23年度の小学校数が確定していないため、平成22年度の小学校数を代用し、算出している。

注2：放課後児童クラブの数値については、東日本大震災の影響により調査を実施できなかった

岩手県及び福島県の12市町村（岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町、福島県広野町・楢葉町・富岡町・大熊町・双葉町・浪江町・川内村・葛尾村）を除いて集計している。

代わって安心感のある安定した生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」（厚生労働省所管）の両事業を一体的あるいは連携して、原則としてすべての小学校区での実施を目指すものである。

2011（平成23）年度では、放課後子ども教室が9,733か所、放課後児童クラブが2万561か所での実施となっている。

2) 放課後児童クラブの充実

就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサー

ビスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることとしている。

具体的には対象児童(小学校1～3年生)のうち、放課後児童クラブを利用する人の割合については、潜在需要を合わせると、2017（平成29）年度には40%に達すると見込まれており、2014（平成26）年度までに32%のサービス提供割合を目指すこととしている。

また、放課後児童クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図るため、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえ、放課後児童クラブの質の向上を図ることとしている。